

委託保証金及び証拠金の代用有価証券からの除外について

- 1 国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券，投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が，その上場されている国内のすべての金融商品取引所において当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には，該当した日の翌日（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい，同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）に当たるときは，順次繰り下げる。）から，当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を，発行日取引に係る委託保証金，信用取引に係る委託保証金，先物・オプション取引に係る証拠金及び取引所FX取引に係る証拠金の代用有価証券から除外する。
 - (1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合
 - (2) 当該株券の発行者が国内の金融商品取引所の上場会社に吸収合併される場合
 - (3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって，当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき。
- 2 前項の規定は，委託保証金並びに先物・オプション取引及び取引所FX取引に係る証拠金の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。
(注) この規則における用語の意義は，先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則及び取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則において定めるところによる。

付 則

この規定は，本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成12年10月30日

付 則

この規則は，平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は，本所が定める日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。